

第五次柏崎市障がい者計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

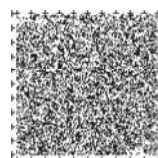
柏崎市第6期障がい福祉計画 柏崎市第2期障がい児福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



柏崎市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、
記録されている情報を音声で聞くことができます。



はじめに

本市では、平成28（2016）年3月に柏崎市の障がい者福祉に関する総合的な計画として「第四次柏崎市障害者計画」、平成30（2018）年3月に「柏崎市第5期障害福祉計画・柏崎市第1期障害児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づき、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人に対して必要な配慮などが実践されることで、差別のない地域社会の実現を目指し、障がい者施策を推進してきました。



イラスト制作：
ひきこもり支援センター（アマ・テラス）
利用者の作品です。

この間、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されるなど、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識は変化しています。これらの変化や法令改正への適正な対応などを踏まえ、このたび、「第五次柏崎市障がい者計画」と「柏崎市第6期障がい福祉計画・柏崎市第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

第五次柏崎市障がい者計画では、「互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎」を基本理念として掲げ、障がい者が自らの能力を最大限発揮することにより、障がい者の自立と社会参加ができるよう取り組むべき施策を定めています。また、柏崎市第6期障がい福祉計画・柏崎市第2期障がい児福祉計画では、障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な障がい福祉サービスの目標値を定めました。2つの計画を一体的に推進し、障がい福祉施策の充実を図ります。

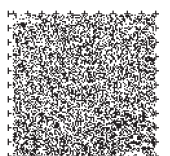
今後、本市では、障がい及び障がいのある人への理解促進、包括的な相談体制の構築、福祉職員の人材確保・定着に向けた取組、就労支援の強化、差別解消と権利擁護の推進等を重点事項とし、施策に反映してまいります。また、ますます多様化する障がい福祉のニーズに的確に対応していくためには、市民の皆様、関係機関の方々及び行政が一体となって取り組むことが必要ですので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

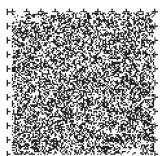
結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見を頂きました、「柏崎市障害者福祉推進会議」及び「柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会」の委員の皆様、関係機関、関係団体の方々、そして市民の皆様に心より御礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

柏崎市長

櫻井 雅浩





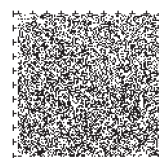
目 次

第1編 第五次柏崎市障がい者計画

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 新潟県の方針	3
4 計画の期間	3
5 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント	4
6 計画の策定・推進体制	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	10
1 データに基づく障がいのある人の現状	10
2 障害者手帳の所持者数	12
3 第四次障害者計画の現状と課題	15
4 障がいのある人へのアンケート調査結果に基づく現状と課題	17
5 障がい福祉サービス事業所調査結果に基づく現状と課題	19
6 柏崎市の今後取り組むべき主な課題とポイント	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本方針	22
3 重点推進項目	23
4 施策の体系	27
第4章 施策の展開	28
1 お互いが支えあう地域共生社会の推進	28
2 地域生活における支援体制の充実	33
3 健康づくりへの支援と療育・教育の充実	37
4 本人の意思を尊重した社会参加の促進	41

第2編 第6期柏崎市障がい福祉計画 第2期柏崎市障がい児福祉計画

第1章 基本目標・成果目標	49
1 基本目標	49
2 成果目標	51
第2章 障がい福祉サービス等の利用実績・見込量確保のための方策及び活動指標	61
1 障がい福祉サービス	61
2 障がい児支援	68
3 地域生活支援事業	70
4 その他	78

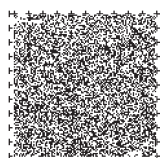


第3編 計画の推進に向けて

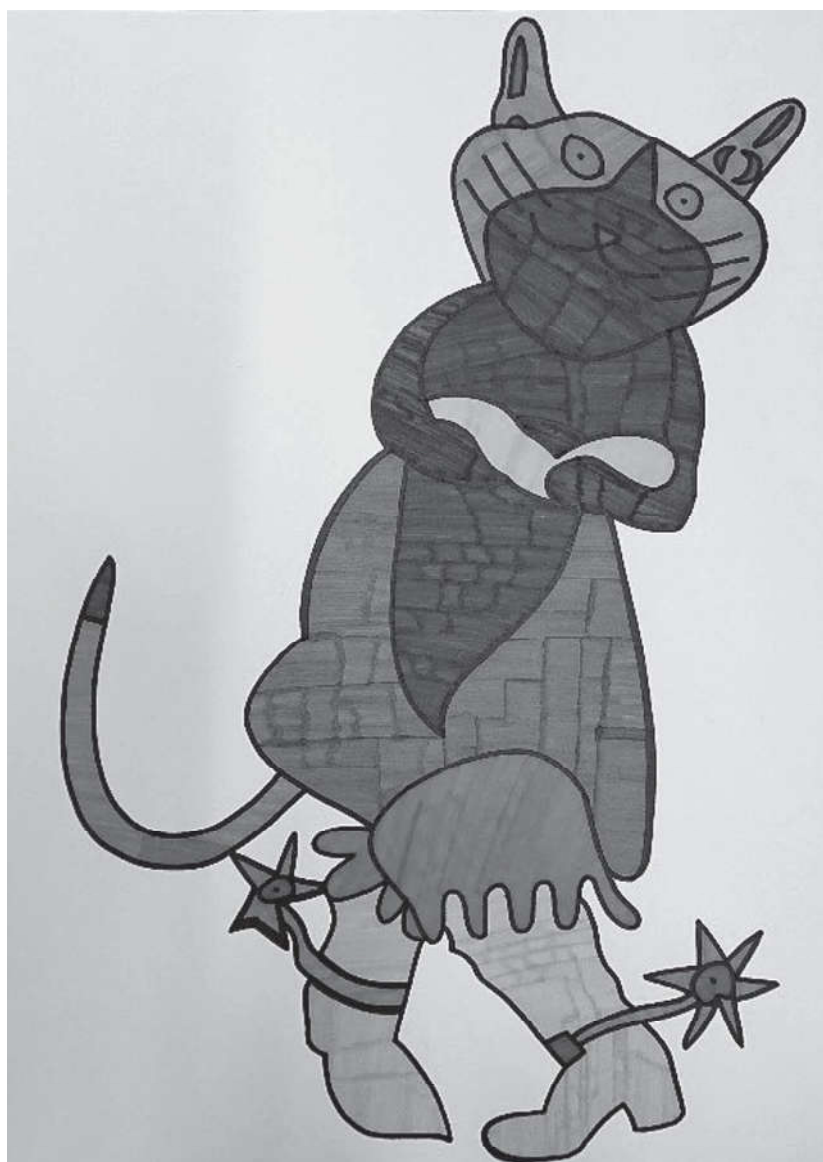
第1章 計画の推進に向けて	83
1 計画の進行管理と分析・評価	83
2 計画の推進体制の充実	84

資料編

1 障がいのある人へのアンケート調査結果	86
2 障害福祉サービス事業所調査結果	120
3 障害者福祉推進会議	123
4 委員名簿	126
5 用語解説	127

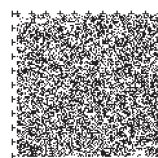


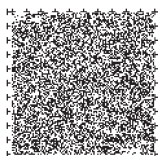
第1編 第五次柏崎市障がい者計画



作：堀井 銀次さん

中表紙に掲載してある絵については障がいのある方から提供して頂きました。





第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化などが進行し、障がい者施策のニーズは多様化しているといわれています。

国は平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5か年を計画期間とする「第4次障害者基本計画」を定め、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として障がいのある人を捉えるとともに、地域社会における共生や差別の禁止など、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念とする取組を実施しています。

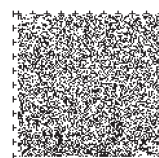
平成18（2006）年に施行された「障害者自立支援法」が平成25（2013）年に見直され、障がい者の範囲に難病患者などを追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。また、「障害者の権利に関する条約」の批准は、平成26（2014）年1月です。

平成28（2016）年12月に策定された「SDGs実施指針」において掲げられている「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、子ども、若者、障がい者、高齢者など脆弱な立場に置かれた人々にも焦点を当てた目標となっており、障がい者支援においても、行政、民間企業や地域社会などが連携し、より一層の取組を推進していくことが求められています。

平成30（2018）年4月には障がいを理由とする差別解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体などと民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児に対するニーズの多様化にきめ細かく対応し、支援の充実を図ることとしました。

また、令和2（2020）年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3（2021）年4月より施行されます。この約15年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されました。

本市では、「第四次柏崎市障害者計画・柏崎市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、障がいの有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和3（2021）年度を初年度とする「第五次柏崎市障がい者計画・柏崎市第6期障がい福祉計画・柏崎市第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」であり、障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

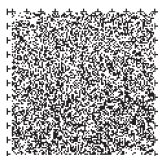
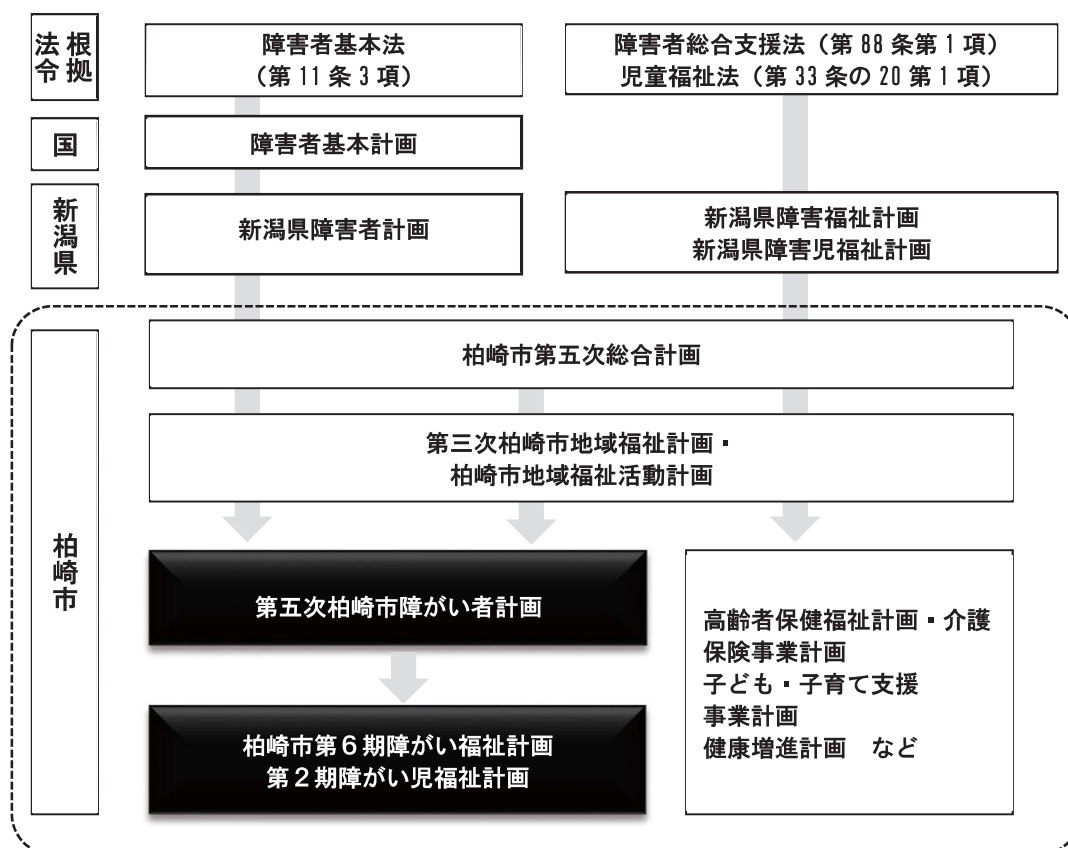
また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画であり、厚生労働省が定める基本指針に即して、障がい福祉サービスや障がい児支援等の提供体制の確保に関わる目標やサービス種類ごとの必要な見込量を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の最上位計画である「柏崎市第五次総合計画」や福祉保健分野の上位計画の「第三次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、新潟県の計画との整合性を図り、策定しています。

また、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」などとの調和・整合を図りながら計画の推進を図ります。

＜法令、他の計画との関係＞



3 新潟県の方針

新潟県では、平成 29（2017）年度に、「新潟県障害者計画」を改定しています。

この計画は、「障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」の基本理念を実現するために、「障害を理由とする差別の解消」、「共生社会の実現」、「自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「総合的かつ計画的な取組の推進」を7つの基本方針に掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、新潟県が取り組む施策を定めており、市の障がい者計画の基本となるものです。

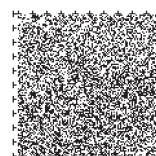
4 計画の期間

「第五次柏崎市障がい者計画」の計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
第四次柏崎市障害者計画			第五次柏崎市障がい者計画					
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画					

「障がい」の表記について

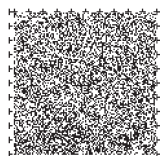
心のバリアフリーの推進から、本計画では「障害」の害の字の表記について、法律用語や制度、施策名、法人・団体等の固有名詞以外は、可能な限りひらがな表記にしています。



5 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント

(参考) 法令などの主な改正動向

障害者虐待防止法 〔平成 24 年 10 月 1 日施行〕	○障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕	○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 〔平成 26 年 1 月 20 日批准承認〕	○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法） 〔平成 28 年 4 月 1 日施行〕	○障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 〔平成 28 年 5 月 13 日施行〕	○成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン 〔平成 28 年 6 月 2 日閣議決定〕	○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 〔平成 28 年 8 月 1 日施行〕	○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
SDGs（持続可能な開発目標）実施指針 〔平成 28 年 12 月 22 日策定〕	○行政、民間企業や地域社会などが連携し、障がい者支援においてより一層の取組 ○特別なニーズに対応した教育の推進、公共交通機関のバリアフリー化、障がい者雇用の推進など
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔平成 30 年 4 月 1 日施行〕	○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケアを要する障害児に対する支援〔平成 28 年 6 月 3 日施行〕
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔令和 3 年 4 月 1 日施行〕	○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

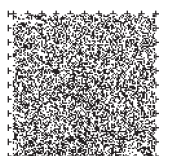


(参考) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針の一部改正(令和2(2020)年5月19日厚生労働省通知)

障がい保健福祉施策の動向などを踏まえ、都道府県及び市町村が第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めた指針です。

<主な改正内容>

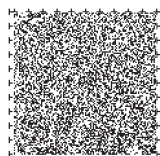
基本的理念に係る事項	○入所などから地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助などにより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるような体制を確保する ○引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に取り組む仕組みや包括的な支援体制の構築に取り組む ○障がい福祉サービスなどの提供を担う人材を確保するため、関係者が協力して取り組むことが重要である
障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項	○強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方への支援体制の充実やアルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策を推進する
相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項	○相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である ○発達障がい者などに対する支援に関して、ペアレントプログラムなどの支援体制を確保すること及び診断などを専門的に行うことができる医療機関などを確保することが重要である
障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項	○児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要である ○保育、保健医療、教育などの関係機関との連携。障がい児通所支援の実施に当たり学校の空き教室の活用など実施形態を検討する必要がある ○特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
障がい福祉サービスなど及び障がい児通所支援などの提供体制確保に係る目標の設定	○福祉施設の入所者の地域生活への移行(入所者数の1.6%削減) ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (早期退院率や退院後1年以内の地域における生活日数を平均316日以上など) ○地域生活拠点などが有する機能の充実 (市町村又は各圏域に一つ以上確保し、年1回以上運用状況を検証及び検討する) ○福祉施設から一般就労への移行支援など (就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を1.27倍以上など) ○障がい児支援の提供体制の整備など ○相談支援体制の充実・強化など ○障がい福祉サービスなどの質を向上させるための取組に係る体制構築
その他	○障がい者の文化芸術活動支援による社会参加などの促進



（参考）国の障害者基本計画（第4次）の概要〔平成 29 年度策定〕

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間
基本原則	○地域社会における共生など ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大 ○差別の禁止 ・障がい者差別その他の障がい者に対する権利利益の侵害行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 ○国際的な協調の下での共生社会の実現
各分野に共通する 横断的視点	○条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える ○社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障がい特性などに配慮したきめ細かい支援 ○障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援 ○PDCAサイクルなどを通じた実効性のある取組の推進
施策の円滑な推進	○連携・協力の確保 ○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
各分野の障がい者施策の基本的な方向	○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災、防犯などの推進 ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○保健・医療の推進 ○行政などにおける配慮の充実 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○教育の振興 ○文化芸術活動・スポーツなどの振興 ○国際社会での協力・連携の推進

出典：内閣府



（参考）新潟県障害者計画の概要〔平成 29 年 3 月策定〕

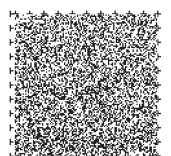
計画の性格	○障害者基本法に基づく、障がい者の自立および社会参加の支援などのための基本的方向を定めるもの ○障がい福祉サービスなどの確保については、新潟県障害福祉計画により計画的に整備を進める
計画期間	平成 29 年度から令和 6 年度までの 8 年間
計画の特徴	○障がい者自らが計画改定に参画（新潟県障害者施策推進協議会に障がい者団体代表及び障がい当事者が委員として参画） ○障がいへの理解促進を重点化（障がいごとの特性や必要な配慮を明記）
基本理念	障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会
基本方針	○障がいを理由とする差別の解消 ○共生社会の実現 ○自己決定の尊重及び意思決定の支援 ○当事者本位の総合的な支援 ○障がい特性などに配慮した支援 ○アクセシビリティの向上 ○総合的かつ計画的な取組の推進

出典：新潟県

（参考）新潟県障害福祉計画の概要〔平成 30 年 3 月改定〕

計画策定の趣旨	○障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく新潟県の計画として、今後の障がい福祉サービスなどの提供の基本的方向を定め、市町村障がい福祉計画などの達成に資するものとして策定する
計画期間	平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間
計画の基本理念	障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会
計画の目指す方向性	○どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される ○可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることができる
施策の展開	○障がい福祉サービス基盤の充実 （訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・障がい児サービスの充実） ○地域生活を支える事業の充実 （相談支援体制の充実、地域生活支援事業の推進） ○人材確保・育成と権利擁護 （人材確保・育成とサービスの質の向上、権利擁護の推進）
成果目標及びサービス見込量	○成果目標（18 項目） ・福祉施設の入所者の地域生活への移行 地域生活に移行できる人 152 人 ・福祉施設の作業工賃の向上 就労継続支援 B 型事業所の作業工賃 16,000 円 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 入院後 3 か月時点での退院率 69.0% など ○サービス見込量（30 項目） ・居宅介護 利用量 57,685 時間分、利用人数 3,090 人分 ・放課後等デイサービス 利用量 28,181 人日分、利用人数 2,499 人分など

出典：新潟県



6 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

① 柏崎市

本計画の策定・見直しに関しては、関係する各課から施策の現状と課題や具体的な施策について意見交換を行います。柏崎市障害者福祉推進会議へ諮問し協議・検討などを重ね、庁議及び市議会へ報告した後、柏崎市障害者福祉推進会議からの答申を受けて計画を決定します。

② 柏崎市障害者福祉推進会議

障がい者団体の代表者、障がい福祉事業所の代表者、学識経験者、医療関係者、教育関係者、雇用・労働関係機関の代表者、公募の市民などで構成している市長の附属機関である「柏崎市障害者福祉推進会議」において、本市の障がいのある人を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議・検討し、市長に計画案を答申します。

③ 障がいのある人、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。

④ 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会

計画案の策定に当たり、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会へ報告し、意見を聴取します。

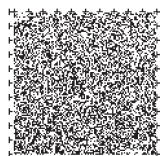
⑤ 策定支援

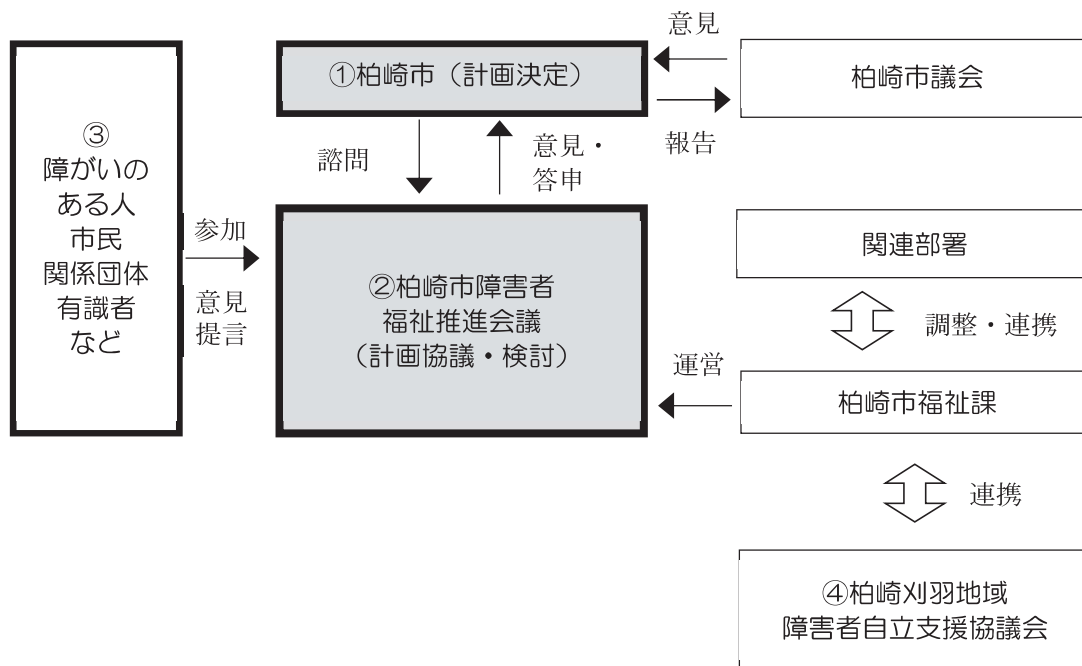
(ア) 民間業者からの策定支援

計画策定において、民間業者から現状分析や策定支援などを行ってもらい、他計画間の整合性を高めるとともに、業務の円滑化、人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施します。

(イ) 専門家からのアドバイス

柏崎市障害者福祉推進会議において、障がい福祉分野における幅広い知見をもった専門家からアドバイスを頂きながら計画を策定します。





(2) 各種調査の実施概要

① 現行施策の進捗調査

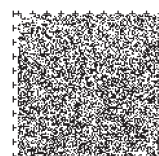
庁内の関連各課における現行計画の福祉施策状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

② 障がいのある人へのアンケート調査

障がいのある人及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「柏崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施しました。

③ 障がい福祉サービス事業所への事業計画調査

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標などを定めるため、各事業所の見込量などを把握しました。



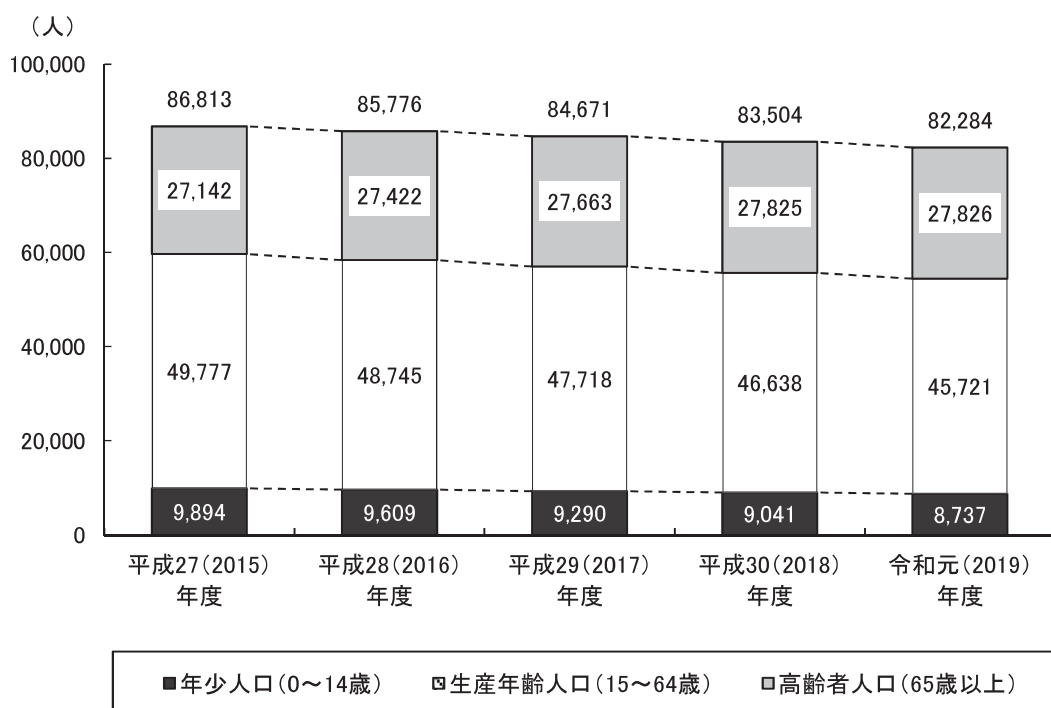
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 データに基づく障がいのある人の現状

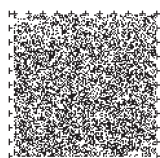
(1) 人口の状況

全国や新潟県で人口減少が進む中、本市の人口も徐々に減少しています。平成 27 (2015) 年度からの5年間で年少人口がおよそ 1,200 人、生産年齢人口がおよそ 4,000 人減少している一方、高齢者人口は 700 人ほど増加しており、人口減に加えて少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表 年齢3区分別人口の推移



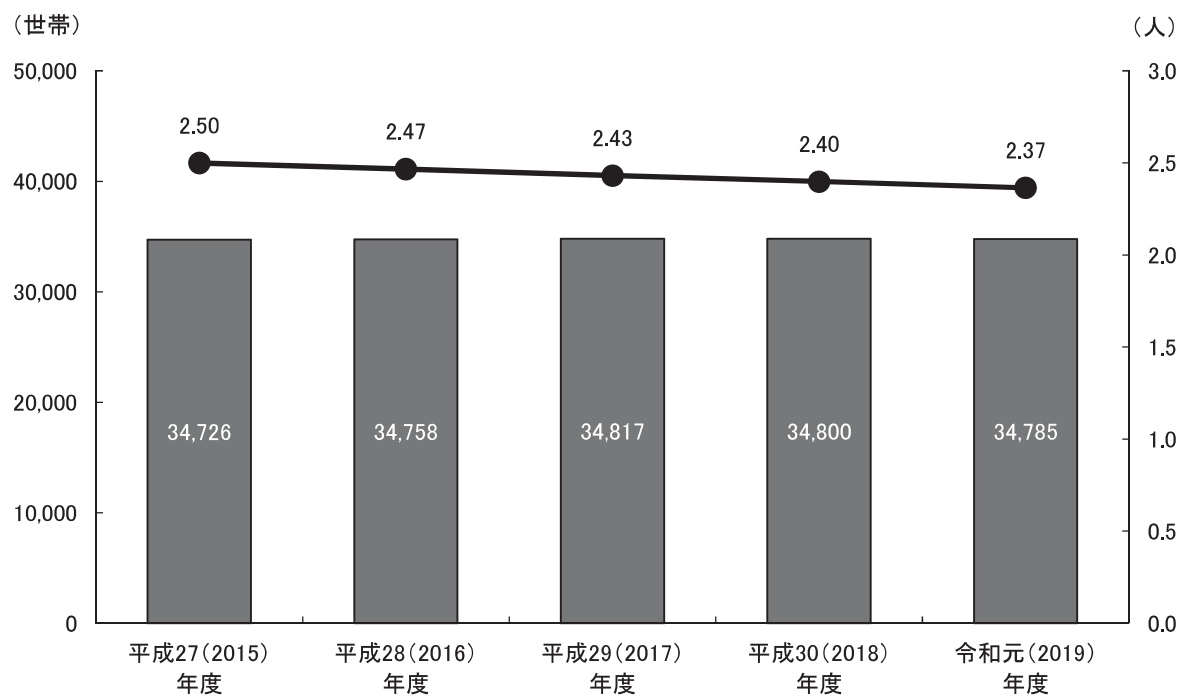
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



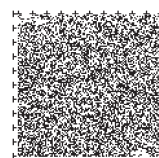
(2) 世帯の状況

世帯数は令和元（2019）年度末現在で 34,785 世帯となっており、ほぼ横ばいで推移しています。一方、1 世帯当たり人員は緩やかに減少しており、平成 27（2015）年度は 2.50 人でしたが、令和元（2019）年度には 2.37 人となっています。

図表 世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）



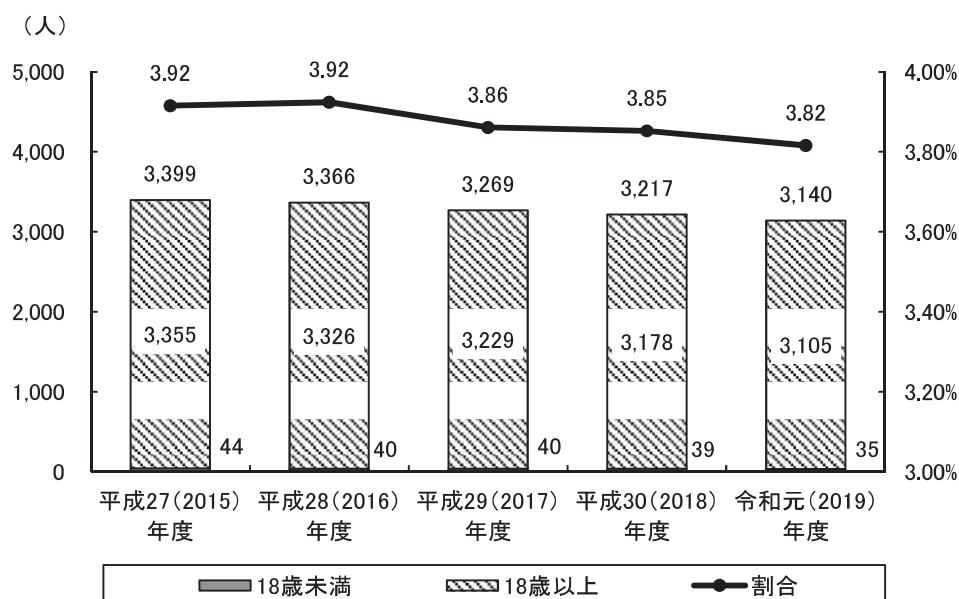
2 障害者手帳の所持者数

(1) 身体障害者手帳交付者数

本市における身体障害者手帳交付者数は、減少傾向にあり、令和元（2019）年度末現在で3,140人となっています。総人口に占める割合も、減少傾向にあり、令和元（2019）年度末現在で3.82%となっています。

等級別にみても、全ての等級で減少傾向にあります。また種類別にみると、「音声・言語・咀嚼機能障がい」及び「内部障がい」は増加傾向にあります。

図表 年齢層別身体障害者手帳交付者数の推移及び総人口に占める割合の推移

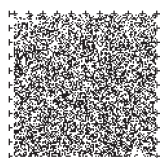


資料：福祉課（各年度3月末日現在）

（単位：人）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
等級別	1級	902	890	857	833	804
	2級	546	526	514	522	514
	3級	718	724	684	669	648
	4級	762	758	746	737	722
	5級	193	188	186	179	178
	6級	278	280	282	277	274
種類別	視覚障がい	208	203	201	197	200
	聴覚・平衡機能障がい	393	394	393	386	369
	音声・言語・咀嚼機能障がい	29	29	31	26	32
	肢体不自由	2,027	1,975	1,891	1,835	1,765
	内部障がい	742	765	753	773	774
合計		3,399	3,366	3,269	3,217	3,140

資料：福祉課（各年度末現在）

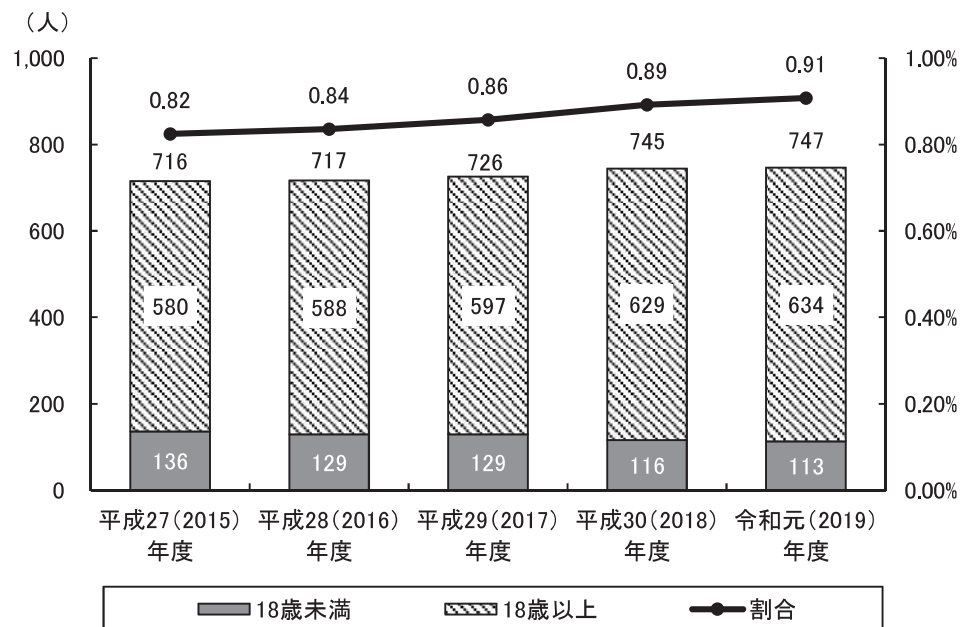


(2) 療育手帳交付者数

本市の療育手帳交付者数は、平成 27（2015）年度以降緩やかな増加傾向にあり、令和元（2019）年度末現在で 747 人となっています。総人口に占める割合も緩やかな増加傾向にあり、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度の 5 年間で 0.09 ポイント増加し 0.91%となっています。

等級別にみると、重度はほぼ横ばいがありますが、中軽度の所持者は緩やかな増加傾向にあり、令和元（2019）年度末現在で 459 人となっています。

図表 年齢層別療育手帳交付者数の推移及び総人口に占める割合の推移

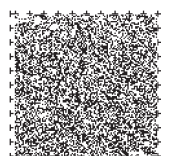


資料：福祉課（各年度 3 月末日現在）

（単位：人）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
等級別	重度	290	286	290	286	288
	中軽度	426	431	436	459	459
合計		716	717	726	745	747

資料：福祉課（各年度末現在）

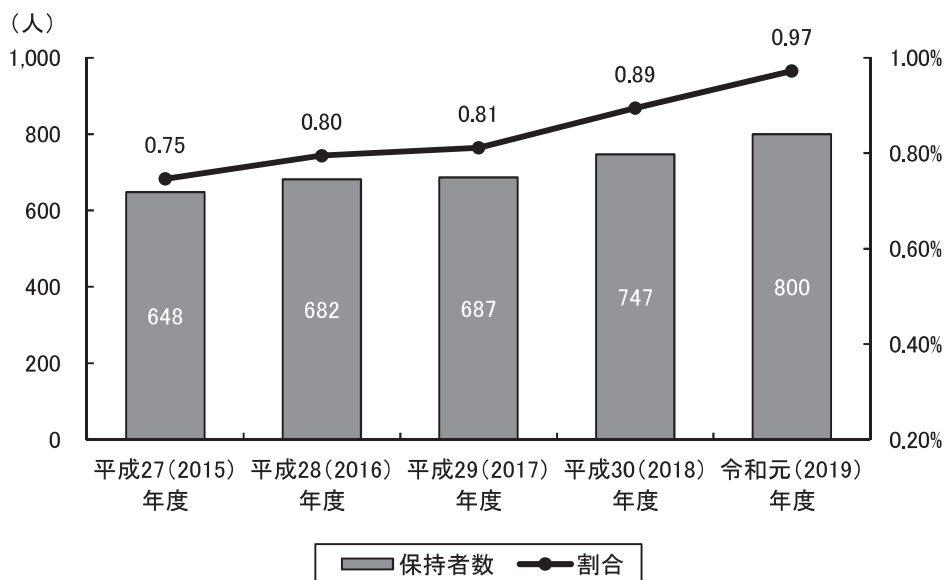


(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成 27(2015) 年度から令和元(2019) 年度まで増加傾向にあり、令和元(2019) 年度末現在で 800 人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、平成 27(2015) 年度から 5 年間で 0.22 ポイント増加し、令和元(2019) 年度は 0.97%となっています。

等級別にみても、平成 27(2015) 年度以降、3 級を除いて増加の傾向にあり、全体では、令和元(2019) 年度までの 5 年間で 152 人増加しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳交付者数及び総人口に占める割合の推移

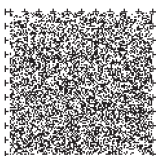


資料：福祉課（各年度 3 月末日現在）

(単位：人)

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
等級別	1 級	64	71	72	84	88
	2 級	510	541	544	588	638
	3 級	74	70	71	75	74
合計		648	682	687	747	800

資料：福祉課（各年度末現在）



3 第四次障害者計画の現状と課題

第四次柏崎市障害者計画は、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度を計画期間と定め、毎年度、調査、分析及び評価を実施してきました。

（１）地域社会における生活支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う相談支援事業所は市内に５か所あります。

障がい種別を超えた共通基盤による福祉サービスの実現とともに、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築が必要です。

また、利用者ニーズに沿った障がい福祉サービスを安定的に提供ができるよう、福祉職員の人材確保・職場定着支援を検討する必要があります。

（２）健康づくりへの支援と療育・教育の充実

保健・医療の充実として、障がいのある人でも健康診査を受けやすい体制の強化や歯科健康相談を実施しました。また、療育・教育の充実として、発達障がいなどがある人へ乳幼児期から青年期までの一貫した相談・支援体制を整備しています。

特別な支援が必要な子どもに対しては、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な療育・教育及び支援をすることが重要です。

（３）自分らしく働くことへの支援の充実

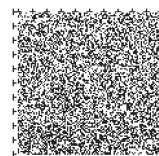
雇用と福祉分野の一層の連携が必要であり、ハローワークなどと連携しながら、引き続き各種助成制度の利用促進及び職業訓練の推進を図ります。

また、障がい者雇用の推進についても、関係機関などと連携しながら、新たなサービスである就労定着支援や障がい者活躍推進アドバイザー制度の利用を促進し、啓発活動や企業見学会等を充実させ、障がいのある人の職場定着の向上につなげていく必要があります。

（４）住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心の確保

スポーツ体験やイベント、文化芸術活動など障がいのある人が参加しやすい環境を整え開催しています。また、地域での安全・安心を確保するため、地域の防犯対策に加え、災害時における避難支援体制を構築しています。

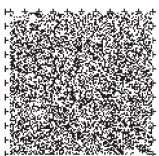
自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るための取組が必要です。



（５）障がいのある人への理解促進と社会的障壁のない社会づくり

イベントの開催や市のホームページによる啓発活動により、障がいや障がいのある人への理解の促進、社会参加の支援を行っています。

障がいのある人に対する理解を深め、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう、周知、啓発に努める必要があります。また、障がいのある人の社会生活を阻むさまざまな障壁を取り除くため、地域ぐるみでの支援や取組を行っていく必要があります。



4 障がいのある人へのアンケート調査結果に基づく現状と課題

令和2（2020）年7月から8月にかけて実施した障がいのある人へのアンケート調査結果に基づき、現状と課題について次のように定めました。

○調査概要：障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

○調査対象：市内に居住している障がいのある人の中から550名を抽出（65歳以上除く）。550名（18歳未満は128名）の内訳は、身体障がい者196名、知的障がい者244名、精神障がい者110名です。

○実施期間：令和2（2020）年7月28日～8月12日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収率：54.7%（301/550）

○調査結果の表記などについて：

- ・比率は全て百分率で表し、小数点第2位以下を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の数は、アンケート調査内での回答による数のため、回収数と回答者数は一致していません。

◆相談支援体制について

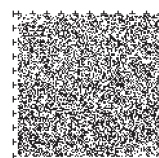
今後の相談体制について重要だと思うことについて、「総合的（身体障がい・知的障がい・精神障がい）な相談支援」「障がい福祉サービスと介護保険によるサービスなど、総合的な調整・支援」「福祉の専門職を配置した相談窓口」が特に多くなっています。

障がい種別や制度の垣根を超えた相談や、より専門的な相談を受け付ける総合的な相談支援体制が求められており、こうした面から体制を充実させていくことが必要です。

◆情報発信について

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「サービス事業所の人や施設職員」が最も多くなっています。一方、“制度やサービスを利用して不満に思うこと”については、「特にない」を除くと「サービス内容に関する情報が少ない」が最も多くなっています。

事業所などを利用しない人も、障がいのことや福祉サービスなどについて必要な情報を得られるよう、情報発信の手段について検討することが必要です。



◆就労支援について

障がいのある方に必要な就労支援については、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が特に多くなっています。

障がいのある人が安心して働くために、障がいへの理解とともに、障がいのある人やその勤務先をフォローする体制などについて引き続き検討が必要です。

◆障がいのある人に対する理解について

この1～2年の間に障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無については、全体の約1/3が「ある」と回答しています。

障がいに対する差別、偏見はまだ多く残っていると考えられ、こうした差別や偏見などをなくすため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めていくための取組が必要です。

◆災害時の避難・対策について

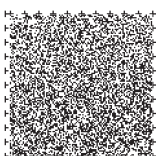
災害などの緊急時に一人で避難ができるかは、全体の半数弱が「できない」と回答しています。

また、近所に助けてくれる方の有無については、「いない」または「わからない」の割合が7割弱にのぼっています。

障がいがあるなどの理由により緊急時の援護や配慮および平時からの見守りを必要とする人については、関係団体と連携し、避難訓練の実施や避難行動要支援者台帳の定期的な更新などを行う必要があります。

また、災害時に困ることについて、全体の半数弱が「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」と回答していました。

避難所においては、設備の不足や日常生活との環境の違いなどにより、持病や障がいへの影響などが起こりやすくなります。避難所においても障がいのある人への配慮や、プライバシーの保護などについて、引き続き検討が必要です。

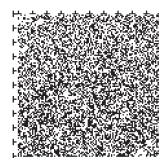


5 障がい福祉サービス事業所調査結果に基づく現状と課題

令和2（2020）年7月に実施した事業所調査の内容に基づき、現状と課題について次のように定めました。

- 調査概要：計画策定に当たり、各事業所の現状や課題、今後の意向や方向性を把握し計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。
- 調査対象：障がい福祉サービス事業所
- 調査期間：令和2（2020）年7月8日～7月27日
- 調査方法：調査票記入
- 調査団体：14 団体
- 調査内容：
 - ・事業所を運営していく上での課題など
 - ・地域全体の課題など
 - ・障がい福祉サービス等の質を向上するための取組など
 - ・新規サービスに参入する場合の課題など

事業所を運営していく上での課題など
・安定した仕事の確保と工賃の支払い ・高齢者や支援量の多い利用者への対応 ・資格を有する人材の確保・育成・離職防止 ・就労移行支援利用者の確保 ・事業所の財政運営 ・感染症予防への対応 など
地域全体の課題など
・放課後等デイサービス事業所の不足 ・就労移行支援などの就職先の不足 ・重症者の受け入れ先・支援体制の確保 ・緊急時の受け入れ先を確保するなど、地域での連携 ・高齢者が障がい福祉サービスから介護保険サービスへ円滑に移行できるよう、利用者に合わせた柔軟な対応が必要 など
障がい福祉サービス等の質を向上するための取組など
・資格を有する人材の確保・育成 ・職員の研修（施設内研修、外部研修や事業所間における研修など） ・スタッフ間の意見共有、ミーティング など
新規サービスに参入する場合の課題など
・資格を有する人材の確保 ・新規受託作業の確保 ・運営資金や場所の確保 など



6 柏崎市の今後取り組むべき主な課題とポイント

第四次柏崎市障害者計画の評価、令和2（2020）年7月から8月にかけて実施した障がいのある人へのアンケート調査、障がい福祉サービス事業所調査及び令和2（2020）年10月に実施した職員ワークショップの内容に基づき、今後、市が取り組むべき課題は次のとおりです。

（１）障がいに対する理解促進

障がいに対する理解を深め、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう、周知、啓発に努める必要があります。障がいについて理解し、日常生活や事業活動の中での配慮や工夫をすることにより、障がいのある人の社会参加の機会は広がります。

（２）制度や部署の垣根を超えた包括的な相談体制

相談内容の多様化・複雑化により、障がい、高齢、児童などの分野ごとの相談体制では対応が困難な複合的な課題を有するケースや制度の狭間にあるケースなどが増加傾向にあり、これらのケースを確実に支援につなげるため、情報共有できる仕組みづくりや包括的な相談体制が必要とされています。

（３）福祉職員人材の確保

高齢社会の進行などにより、福祉サービスのニーズが増大しており、障がい福祉サービス事業所では人材の確保が大きな課題となっています。また、障がい福祉サービスなどに従事している職員に対する意識調査からも、福祉職員人材の育成・定着を図ることに加え、離職を防ぐため労働環境や待遇の改善が必要とされています。

（４）障がいのある人への就労支援

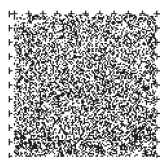
障がいのある人への就労支援として、障がいに対する理解を促進することや、就労後のフォローなどが必要とされています。また、就労移行支援の就職先の不足が課題となっており、障がいのある人が働ける企業を増やすため、企業へ障がいに対する理解の促進などの取組が必要になります。

（５）災害等緊急時の体制強化

障がいのある人の中には、災害時などに自力で避難できない人や、周囲の人の助けを得ることが難しい人も多く、緊急時において障がいのある人を地域で支え合う仕組みを強化する必要があります。

（６）包括的な支援と多様な参加・協働の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送るために、地域コミュニティ機能の更なる充実、支え合いの地域づくりや多世代交流の場づくりなどによる柏崎市の特徴を生かした地域福祉や生活支援の充実を図っていくことが重要です。



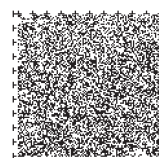
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

柏崎市第五次総合計画では、健康・福祉分野の基本方針「『健やかさ』をつなぐまちをめざして」の下に、施策の方針として「誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる」、主要施策として「障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる」を掲げ、計画を推進しています。

本計画では、「柏崎市第五次総合計画」及び「第三次柏崎市地域福祉計画」との整合を図りながら、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の基本的な指針に基づき、次のとおり第五次柏崎市障がい者計画の基本理念を定めます。

互いに人格と個性を尊重し、共に暮らす柏崎



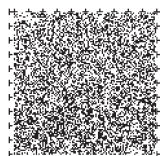
2 基本方針

基本方針1	お互いが支え合う地域共生社会の推進
	社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていく必要があります。

基本方針2	地域生活における生活支援体制の充実
	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのある人の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実していく必要があります。身近な場所で気軽に相談できる体制の充実と障がい福祉サービスの質の向上を図り、地域社会全体で障がいのある人やその家族を支援します。

基本方針3	健康づくりへの支援と療育・教育の充実
	健康づくりに関する施策を実施し、障がいにつながるような疾病の早期発見・重症化予防を推進し健康の維持・増進に努めます。 特別な支援を必要とする子どもが、地域で育つことは、本人の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、ノーマライゼーションの理念が育つ環境として重要です。市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校と特別支援学校や高等学校などが連携しながら、障がいの早期発見と早期療育、障がいの状況と特性に応じた個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

基本方針4	本人の意思を尊重した社会参加の促進
	障がいのある人の自立を促進するため、障がいのある人一人ひとりが、その個性を尊重されながら、地域で暮らし、地域社会に参加し、役割を果たすための支援が求められています。 障がいのある人に対する差別などに対応し、権利の擁護や利用するサービスについての情報提供、障がいのある人への理解や共感を醸成する取組が必要です。



3 重点推進項目

基本理念、基本方針を具現化するため、次の8つの重点推進項目を設定し、障がい児者施策の展開を図ります。なお、重点推進項目については、施策の体系に沿って示してあります。

(1) 障がいへの理解促進

障がい及び障がいのある人への理解促進を図るとともに、誰もが分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会は、市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

障がいについて理解し、日常生活や事業活動の中で配慮や工夫をすることにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

関連施策（施策の体系） ⇒ 28・43 ページをご覧ください。

○ 市のホームページ・広報による啓発の推進	1-(1)-①-1
○ 障がい者週間などにおける啓発活動の充実	1-(1)-①-2
○ 障がいや障がいのある人を理解するための研修・イベントの開催	1-(1)-①-3
○ 障がい者スポーツなどの振興	4-(2)-①-73
○ 文化芸術活動などの開催及び参加促進	4-(2)-①-74

(2) 地域の防災対策の推進

自主防災組織などとの連携・協力体制を構築し、災害が発生した場合の被害を最小限度にとどめることができるように、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と情報共有を図り、障がいのある人の安全確保に努めます。

関連施策（施策の体系） ⇒ 31 ページをご覧ください。

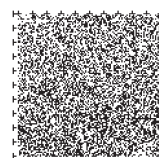
○ 避難行動要支援者名簿の整備	1-(2)-③-17
○ 平常時からの自主防災組織などとの協力体制の強化	1-(2)-③-18
○ 防災知識の普及・啓発	1-(2)-③-19

(3) 相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を軸とした関係機関の連携により、多様化・複雑化した相談内容に対応するため、情報共有できる仕組みづくりや包括的な相談支援体制の構築を進めます。

関連施策（施策の体系） ⇒ 33・34 ページをご覧ください。

○ 障害者相談支援委託事業の充実	2-(1)-①-24
○ 包括的な相談支援体制の構築と相談者への満足の提供	2-(1)-①-25
○ 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の機能強化	2-(1)-①-26



（４）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくため、必要としているサービスの提供と本人の意向に沿った支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重する仕組みが重要になってきています。障がい種別を超えた共通基盤による福祉サービスの実現とともに、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という課題に対応し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築が必要です。

関連施策（施策の体系） ⇒ 34 ページをご覧ください。

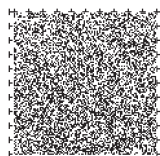
○ 訪問系サービスの充実	2-（１）- ② -27
○ 日中活動系サービスの充実	2-（１）- ② -28
○ 居住系サービスの充実	2-（１）- ② -29
○ 障がい児支援サービスの充実	2-（１）- ② -31
○ 地域生活支援事業の充実	2-（１）- ② -32
○ 共生型サービスの推進	2-（１）- ② -33
○ その他の障がい福祉サービスの充実	2-（１）- ② -34
○ 地域生活支援拠点等の整備	2-（１）- ③ -35

（５）福祉人材の確保

少子・高齢社会の進展や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化などにより、ますます福祉サービスに対する需要の増大・高度化が見込まれます。一方、福祉人材及び福祉職員の人材不足・確保は大きな課題となっていることから、人材の確保・定着に向けた取組を行います。また、障害者総合支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、これらのニーズに対応する福祉人材の、質・量の両面において一層の充実を図ります。

関連施策（施策の体系） ⇒ 35 ページをご覧ください。

○ 福祉人材の充実	2-（２）- ① -36
○ 研修事業の取組	2-（２）- ① -37
○ 福祉職員人材確保・職場定着の支援	2-（２）- ① -39



（６）発達障がい児者への支援体制の充実

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、発達障がい児者及びその家族への支援が重要です。保護者などが子どもの発達の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう支援体制の確保が重要です。また、乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで一貫した相談及び支援を行う体制を関係機関や相談支援事業所などと連携して整備します。

関連施策（施策の体系） ⇒ 39 ページをご覧ください。

○ 早期療育事業の推進	3- (2) - ① -54
○ 発達障がい児者への支援体制の充実	3- (2) - ① -56

（７）就労支援の強化

障がい者雇用の理解促進を図るとともに、障がいのある人の働きたいという希望に応え適性・能力に応じた就労支援ができるよう、本人と関係機関で情報共有や連携に努めます。

また、就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、提供体制の確保に取り組みます。

関連施策（施策の体系） ⇒ 41・42 ページをご覧ください。

○ 障がい者雇用の理解促進	4- (1) - ① -63
○ 就労移行支援・就労継続支援事業の充実	4- (1) - ② -67
○ 就労後の定着支援	4- (1) - ② -70

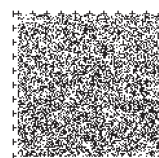
（８）差別の解消と権利擁護の推進

障がいのある人に対する合理的配慮の不足や障がいを理由とした偏見や差別の解消など障害者差別解消法に関する取組を推進します。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障がいのある人や介助者などの高齢化による将来的な不安の解消、本人の意思決定及び自己決定を尊重した上で、成年後見制度の適切な利用促進を図り、障がいのある人の権利擁護の推進に取り組みます。

関連施策（施策の体系） ⇒ 44・45 ページをご覧ください。

○ 成年後見制度の利用促進	4- (3) - ① -77
○ 障がい者差別に関する相談体制の整備	4- (3) - ③ -82
○ 障がい者差別解消に向けた取組	4- (3) - ③ -83



SDGs（持続可能な開発目標）と本計画の関連性について

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは、17のゴールを決め、持続可能な社会の実現を目指しています。

この考え方を本計画でも、各種施策の推進をはじめ、特別なニーズに対応した教育の推進や公共道路・施設のバリアフリー化、障がい者雇用の推進など障がい児者支援に関する具体的な施策として掲げています。主に取り組むSDGsのゴールは、17のゴールのうち「3. すべての人に健康と福祉を」と「4. 質の高い教育をみんなに」「8. 働きがいも経済成長も」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」となります。

本計画とSDGsにおける課題解決の考え方



出典：国連広報センター



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



働きがいも経済成長も

すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する



人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



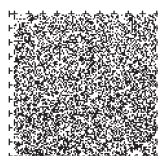
住み続けられるまちづくりを

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



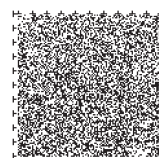
平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



4 施策の体系

基本方針	基本施策	施策内容		
1. お互いが支えあう地域共生社会の推進	(1) 共生のまちづくりの推進 3 すべての人に健康と福祉を 10 人や物のやり取りをなくそう	①啓発活動の推進 ②地域住民との交流促進 ③担い手の育成とネットワーク化		
	(2) 暮らしやすい生活環境の整備 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを	①福祉のまちづくりの推進 ②移動・交通対策の推進 ③地域の防災対策の推進 ④地域の防犯対策の推進 ⑤消費者トラブルの防止		
		2. 地域生活における支援体制の充実 3 すべての人に健康と福祉を 4 障がいのない世界をみんなに	①相談支援体制の強化 ②障がい福祉サービスの充実 ③地域生活支援拠点等の整備	
			(2) 福祉を支える人づくり 3 すべての人に健康と福祉を	①福祉の人材確保・育成
				(3) 情報入手手段と意思疎通支援の推進 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを
		3. 健康づくりへの支援と療育・教育の充実 3 すべての人に健康と福祉を 4 障がいのない世界をみんなに	(1) 保健・医療対策の充実 3 すべての人に健康と福祉を	
(2) 療育・教育体制の充実 3 すべての人に健康と福祉を 4 障がいのない世界をみんなに	①療育体制の充実 ②保育・教育の充実 ③特別支援教育の充実			
	4. 本人の意思を尊重した社会参加の促進 3 すべての人に健康と福祉を 4 障がいのない世界をみんなに 8 働きがいも経済成長も		(1) 雇用の促進・就労支援 3 すべての人に健康と福祉を 4 障がいのない世界をみんなに 8 働きがいも経済成長も	①障がい者雇用の促進 ②就労に対する支援体制の充実 ③就労に関する相談支援体制の充実
			(2) 社会参加の促進 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを	①スポーツ・文化芸術活動などの振興 ②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援
(3) 障害者差別解消法及び権利擁護の推進 3 すべての人に健康と福祉を 10 人や物のやり取りをなくそう 16 手帳と印章をすべての人に				①成年後見制度の利用促進 ②障がい者虐待防止の取組の推進 ③障がいを理由とする差別解消の推進



第4章 施策の展開

1 お互いが支えあう地域共生社会の推進

(1) 共生のまちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、イベントの開催や市のホームページによる啓発活動により、障がいや障がいのある人への理解の促進、社会参加の支援を行っているほか、福祉教育やボランティア教育などの活動支援を行っています。また、地域における各種イベントにおいて、誰もが参加しやすいプログラムの実施に努め、障がい者や高齢者に配慮した会場設営を行っています。

今後も、障がいのある人に対する理解を深め、周知、啓発に努めるとともに、日常生活の困りごとなどを支援するために、福祉や障がい者支援の担い手を確保するなど、障がいのある人の社会生活を阻むさまざまな障壁を取り除くために地域ぐるみでの支援や取組を行い、広がりをもった住民同士のつながりが構築されるよう努めていく必要があります。

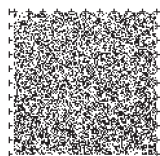
【施策の方向】

- ・差別や偏見がなく、あらゆる人が共生できる社会を実現していくためには、地域のあらゆる住民が暮らしや生きがいを共に高め合うことができる地域づくりが必要です。
- ・障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことが必要です。
- ・地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備が必要です。

【施策内容】

①啓発活動の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
1	市のホームページ・広報による啓発の推進	市のホームページ、広報を活用し、障がいに関する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深めるため啓発活動に努めます。	福祉課
2	障がい者週間などにおける啓発活動の充実	障がいのある人の社会参加を促進するため、市民に障がい者に対する理解の促進を図ります。	福祉課
3	障がいや障がいのある人を理解するための研修・イベントの開催	障がいの理解のため、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による研修会などの実施やイベントを開催します。	福祉課

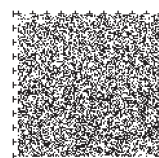


②地域住民との交流促進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
4	地域における交流の促進	地域での交流の機会を増やし、障がいや障がいのある人についての理解を深めてもらうとともに、地域における活動や行事において障がいのある人が気軽に交流できる環境づくりに努めます。	福祉課 市民活動支援課
5	関係機関などと連携した余暇活動支援	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる企画・運営を行います。	福祉課 文化・生涯学習課
6	地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のため包括的な支援体制の整備を行います。	福祉課

③担い手の育成とネットワーク化

NO	具体的な施策	概要	担当所管
7	障がい者団体などの活動への支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体やボランティア団体などが主催する活動や広報を支援します。	福祉課 市民活動支援課
8	ボランティアセンター活動への支援	住民参加による民間の福祉活動の促進と公的福祉との連携・共働による福祉サービスの質的量的向上のため支援を行います。	福祉課
9	障害者自立支援協議会の運営	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に資する場として、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の運営を行います。	福祉課



（２）暮らしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

全ての市民にとって暮らしやすい地域をつくるためには、公共施設などのバリアフリー化をさらに進めていく必要があります。

本市では、道路整備におけるバリアフリー化を図るため、新潟県福祉のまちづくり事業により公共施設等周辺の道路整備や弱者用信号機の設置を進めるとともに、既存の低床型バスやユニバーサルデザインタクシーの導入促進補助により、障がい者及び高齢者の移動の利便性や安全性の向上を図っています。

また、障がいのある人の住み慣れた地域の安全・安心につなげるため、防犯まちづくり推進計画に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施しているほか、避難行動要支援者名簿の更新を毎年行い、自主防災組織などへ提供し平常時からの見守り及び災害時の避難支援体制の構築を図っています。

今後は、障がいのある人の高齢者割合の増加に伴う生活環境の整備や避難行動要支援者名簿を迅速かつ効果的に活用できるよう登録内容や運用方法を検討する必要があります。

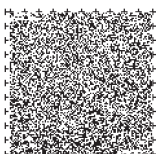
【施策の方向】

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成という観点からも「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えを踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、道路や施設のバリアフリー化を推進します。
- ・誰もが住み慣れた地域で快適に暮らしやすい生活環境を整備し、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、公共施設などのバリアフリー化を進めます。
- ・今後もさらに障がいのある人に配慮した生活環境の整備を推進します。
- ・自然災害が多発している状況の中、障がいのある人が地域で安心して生活を送るには情報の伝達や避難誘導を迅速かつ的確に行い、被害の影響を最小限にとどめることが重要です。

【施策内容】

①福祉のまちづくりの推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
10	公共道路環境の整備	新潟県バリアフリーまちづくり事業と連携し、全ての人が使いやすく、誰もが安心して利用できる歩道などの道路整備を推進します。	福祉課 道路維持課 道路河川課
11	公共的施設の所有者・管理者への助言・指導	全ての人が使いやすく、誰もが安心して利用できるよう、新築や改修などを行う公共施設にバリアフリーが確保されるよう建築主などに対し指導・助言を行います。	福祉課 建築住宅課



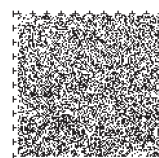
NO	具体的な施策	概要	担当所管
12	公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅への障がい者、高齢者の入居が増加している中、入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現します。	建築住宅課
13	住宅改造の支援	障がいのある人が住み慣れた環境で生活することができるよう、日常生活用具給付事業等による住宅改造の支援を行います。	福祉課

②移動・交通対策の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
14	低床バス、福祉タクシーなどの導入促進	障がいのある人の移動手段の環境整備のため、民間事業者の協力により、低床型バス車両、ユニバーサルデザインタクシー、車椅子対応タクシー及びリフト付きタクシーなどの導入促進を図ります。	福祉課 企画政策課
15	おもいやり駐車場制度の普及・啓発	歩行の困難な人などが利用できる「新潟県おもいやり駐車場制度」の普及・啓発を行い、利用者の増加を目指します。	福祉課
16	タクシー利用券及び交通費助成	社会参加の促進、身体障がい者などの通院にかかる費用負担の軽減などを図るためタクシー料金や燃料費の助成を行います。	福祉課

③地域の防災対策の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
17	避難行動要支援者名簿の整備	障がいのある人など災害時に特別な支援を必要とする方に対し、平常時からの地域見守り及び災害時の避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者情報の収集及び名簿の整備に努めます。	福祉課 介護高齢課
18	平常時からの自主防災組織などとの協力体制の強化	障がいのある人などを迅速に避難・支援できるよう自主防災組織などに対して、避難支援の方法などについて周知し、地域防災力の向上を図っていきます。	防災・原子力課 市民活動支援課
19	防災知識の普及・啓発	市総合防災訓練や自主防災組織による訓練などを各地域で継続的に開催することにより、最新の防災知識を普及・啓発し、平時から地域での支え合いの体制づくり及び市民全体の防災知識の向上を図っていきます。	防災・原子力課 市民活動支援課

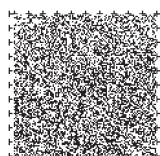


④地域の防犯対策の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
20	防犯体制の整備と関係機関との連携強化	柏崎市防犯協会など関係機関との連携強化及び情報交換を行うとともに、「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、障がいのある人の住み慣れた地域の安全・安心につなげていきます。	市民活動支援課
21	防犯知識の普及・啓発	「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に基づき、防犯情報の提供、「防犯リーダー育成講座」や「ながらパトロール」などの各種防犯対策を実施し、市民の防犯意識の高揚と地域の防犯力強化につなげていきます。	市民活動支援課

⑤消費者トラブルの防止

NO	具体的な施策	概要	担当所管
22	関係機関と連携した未然防止対策の推進	消費者安全確保地域協議会における情報共有や障がい者団体など関係機関と連携し、消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組んでいきます。	市民活動支援課
23	各種相談窓口の活用促進	消費生活センターでは、消費者相談をより身近な相談窓口として利用してもらうため、支援体制の充実と周知を図っていきます。また、柏崎市社会福祉協議会では、生活全般に関する各種相談を行います。	市民活動支援課 福祉課



2 地域生活における支援体制の充実

(1) 地域生活の支援

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の日常生活や社会生活を支援するため、障がい福祉サービスや地域生活支援事業など、法令に基づく各種サービスを実施しています。

また、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などを行う相談支援事業を市内5事業所に委託し、相談窓口を設置していますが、相談内容の多様化・複雑化により、複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応を求められる場合が増加の傾向にあり、関係機関などが連携して一体的に対応していく体制が求められています。

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、地域の福祉に関するシステムづくりや地域課題に関する協議・検討を行っており、障がいのある人が安心して地域で生活するためには、どのような支援体制や社会資源などの再整備が必要か分析し、体制構築をしていく必要があります。

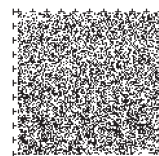
【施策の方向】

- ・相談内容の多様化・複雑化により、分野を横断して情報共有できる仕組みづくりや包括的な相談支援体制の構築が必要です。また、相談内容に応じ確実に支援につなげるとともに、相談結果が問題解決につながっているか検証を行います。
- ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、分野別に部会を設置し、地域課題の解決に向けた協議・検討を進めていきます。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した障がい福祉サービスの提供に努めます。
- ・障がいのある人のニーズや地域の課題を整理し、地域生活支援拠点等の機能を充実していきます。

【施策内容】

①相談支援体制の強化

NO	具体的な施策	概要	担当所管
24	障害者相談支援委託事業の充実	身近なところで相談ができる体制の充実・強化により、地域で安心して生活をしていくために障がいのある人、個々に応じた支援を進めていきます。	福祉課
25	包括的な相談支援体制の構築と相談者への満足の提供	多様化・複雑化した相談内容に対応するため、市や相談機関など、どこに相談しても情報共有できる仕組みづくりを行い、包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。また、相談結果及び支援が相談者の課題解決に結びついているか定量的に検証を行います。	福祉課



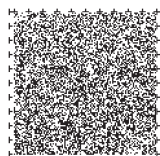
NO	具体的な施策	概要	担当所管
26	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の機能強化	現状の運営体制を検証するとともに、地域課題の共有と課題解決に向けた協議、検討を行うためのネットワークを構築・継続していきます。	福祉課

②障がい福祉サービスの充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
27	訪問系サービスの充実	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを、障がいの程度や種別により適切に提供できるよう努めます。	福祉課
28	日中活動系サービスの充実	生活介護、就労継続支援、短期入所などのサービスを提供し、障がいのある人の自立した社会生活や介護者などへの支援を行います。	福祉課
29	居住系サービスの充実	障がいのある人が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活を送るために、適切に提供できるよう努めます。	福祉課
30	相談支援サービスの充実	サービス利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、地域の相談支援体制の充実を進めていきます。	福祉課
31	障がい児支援サービスの充実	障がいのある児童やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう努めます。	福祉課
32	地域生活支援事業の充実	日中活動の場などのサービス提供と支援内容の充実に努めます。	福祉課
33	共生型サービスの推進	障がい福祉サービスを利用していた障がいのある人が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、共生型サービス事業所の設置を促進します。	福祉課 介護高齢課
34	その他の障がい福祉サービスの充実	社会参加と自立の促進及び経済的負担の軽減に向けて、適正なサービス提供に努めます。	福祉課

③地域生活支援拠点等の整備

NO	具体的な施策	概要	担当所管
35	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」にそなえるとともに、地域全体で障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制を構築します。	福祉課



(2) 福祉を支える人づくり

【現状と課題】

人口減少、少子高齢化及び労働力不足により、福祉職員の人材確保は急務となっています。多様化するニーズに対応するため、手話奉仕員やボランティアなどの人材確保・育成が重要であり、安定した障がい福祉サービスを提供するためには、職員の人材確保及び職場定着も重要な課題となっています。その他、本市では、手話奉仕員養成研修、要約筆記奉仕員養成研修などにより、専門的知識の習得と育成を行っています。さらに、地域の課題について柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会で協議、検討するとともに、研修会を開催し、福祉サービスの質の向上を図っています。

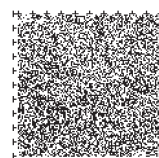
【施策の方向】

- ・障がいのある人にとって日常生活に不可欠な障がい福祉サービスを安定的に提供できるよう、福祉職員の人材確保及び職場定着支援に取り組みます。
- ・手話通訳者や要約筆記者などの意思疎通支援者の確保に努めます。
- ・ボランティアなど地域住民の幅広い支えが不可欠であることから、社会福祉協議会などと連携し、ボランティア活動への支援・育成に努めます。
- ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会における研修会の開催などにより、福祉サービスの質の向上を図ります。

【施策内容】

①福祉の人材確保・育成

NO	具体的な施策	概要	担当所管
36	福祉人材の充実	手話奉仕員養成研修、要約筆記奉仕員養成研修、点訳・音訳奉仕員養成研修などの事業を実施し、専門的知識の習得と人材の確保に努めます。	福祉課
37	研修事業の取組	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会として、相談支援事業所、サービス提供事業所が連携し、研修会などを継続実施し、福祉サービスの質の向上を図ります。	福祉課
38	ボランティア活動への支援・育成	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターなどの関係機関と連携し、ボランティア活動への支援・育成に努めます。	福祉課
39	福祉職員人材確保・職場定着の支援	障がいのある人が住み慣れた地域で安定的に障がい福祉サービスが受けられるよう、福祉職員の人材確保及び職場定着の支援に取り組みます。	福祉課



（３）情報入手手段と意思疎通支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人が的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保するため、本市では、広報かしわざき及び議会だより「ギカイのとびら」の点訳版、音訳版の提供や、市ホームページでは音声読み上げ機能などにより、年齢や障がいなどの身体的能力に関わらず、誰もが安定的に情報を入手できるページ作成に努めています。また、聴覚障がいのある人のコミュニケーション確保のため、手話奉仕員を福祉課窓口に配置しています。

引き続き、障がいのある人の的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保する必要があります。

【施策の方向】

- ・誰もが安定的に情報を入手でき、幅広い人たちとの多様なコミュニケーションを行うことができるよう環境を整備していきます。
- ・市職員を対象としたホームページ作成研修を定期的に行い、アクセシビリティやユニバーサルデザインに対する理解促進に努め、安定的に情報を入手できるホームページの運営に取り組みます。

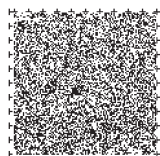
【施策内容】

①情報入手手段の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
40	広報誌の情報入手手段の充実	広報かしわざきや議会だよりの点訳版及び音声データを提供し、安定的に情報を入手できる環境の整備を継続します。	元気発信課 議会事務局
41	わかりやすい市ホームページの運営	市ホームページの読み上げ機能により、正確にわかりやすく情報を入手できるよう、市職員のアクセシビリティやユニバーサルデザインに対する理解を促進するための研修などを行い、わかりやすい市ホームページの運営に取り組みます。	元気発信課

②意思疎通支援の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
42	ボランティア団体などへの支援の促進	点訳、音訳、手話、要約筆記などの各ボランティア団体などが実施している講習会を支援します。	福祉課
43	意思疎通支援事業の実施	障がいのある人の意思決定を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、ＩＣＴの活用や広報紙などの点訳・音訳化を推進します。	福祉課 図書館



3 健康づくりへの支援と療育・教育の充実

(1) 保健・医療対策の充実

【現状と課題】

本市では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を構築し、疾病の早期発見や早期相談の体制づくりに努めています。

また、障がいのある人が安心して健康診査やがん検診を受けられるよう「ゆったり健（検）診」を実施するほか、障がいのある人を対象とした歯科健康相談、訪問歯科健康相談を行っています。今後も、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健診受診率の向上と健康づくりへの意識を高めていく必要があります。

精神保健対策としては、うつ病などの精神疾患のある人が年々増加しているため、こころの病気の予防や早期発見に努める必要があります。本市では、チラシやホームページを活用した相談窓口の周知や啓発、健康教育や健康相談などに取り組んでいます。

今後も障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、支援の充実を図る必要があります。

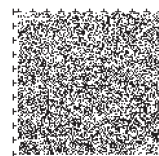
【施策の方向】

- ・生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、各種健（検）診や保健指導、健康教育を行います。
- ・要介護状態となることを予防するため、地域における介護予防活動の普及に取り組めます。
- ・妊娠期、乳幼児期から疾病や障がいを早期に発見し、障がいの予防、軽減を図るため、適切な支援を行います。
- ・こころの病気の予防及び軽減には、早い段階での発見・治療が重要であることから、保健所と連携しながら、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルスについての普及・啓発の取組を行います。
- ・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者が連携し、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。

【施策内容】

①健康づくり・介護予防活動の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
44	受けやすい健（検）診、相談体制の充実	ゆったり健（検）診や障がいのある人を対象とした歯科健康相談などを継続するとともに、必要な方に情報が届くよう、さらに取組の周知に努めます。	健康推進課
45	生活習慣病の重症化予防対策	障がいの発生を予防する観点から保健師などが家庭訪問などにより本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、身体機能の低下を防止します。	健康推進課



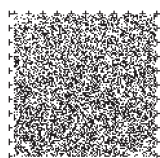
NO	具体的な施策	概要	担当所管
46	介護予防活動と意識啓発の推進	地域の介護予防活動を推進するとともに、くらしのサポートセンターの機能強化と充実を図ることで、介護予防の意識啓発を図ります。	介護高齢課

②早期発見・早期支援の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
47	乳幼児健康診査による早期発見	乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病の早期発見や早期療育支援を行います。	子育て支援課
48	相談支援体制の充実による早期の支援	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、早期に相談できる体制づくりや家族への相談支援を強化するとともに、各種相談会の充実を図ります。	介護高齢課 子育て支援課 子どもの発達支援課
49	難病の人への支援の充実	保健所や医療機関などと連携し、難病に関する情報を広く周知し、難病の人が必要なサービスを受けられるよう努めます。	福祉課

③精神保健・医療施策の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
50	精神疾患への理解と啓発活動	こころの病気や精神障がいに対する正しい理解と偏見の解消に向け、啓発活動を推進します。	健康推進課 福祉課
51	こころの病気の早期発見と早期治療の促進	こころの病気の早期発見と早期治療のため、市民対象の「こころのゲートキーパー」養成研修の実施や「こころの健康づくり」の周知に努めます。	健康推進課
52	精神障がいに関する相談支援体制の充実	医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携した相談支援体制の強化やひきこもり者の居場所の設置、就労支援の充実などにより専門的な相談支援を実施し、重症化予防を図ります。	健康推進課 福祉課
53	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域で生活するために必要な支援を行うため、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。	健康推進課 福祉課



(2) 療育・教育体制の充実

【現状と課題】

特別な支援が必要な子ども及びその保護者に対して、乳幼児期から青年期までの長期的な視点を持ちながら、できる限り早期に障がいを見出し、必要な療育・教育及び支援につなげることが重要です。保育園、幼稚園、認定こども園及び学校などと連携しながら、障がい特性に合った適切な支援を行うとともに生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

本市では、児童発達支援事業（早期療育教室：プレー教室、たんぽぽ教室、さくらんぼ教室、いちご教室、ことばの相談室）を実施し、子どもの成長発達を図るとともに、保護者への定期的な相談の実施、座談会及びペアレント・トレーニングの開催などにより、保護者支援を行っています。そのほか、「キッズ・サポート（園訪問相談）」や「保育所等訪問支援」による専門的な助言を通し、園の支援体制の強化を図っています。また、配慮を必要としている子どもへの対応について、園職員及び児童クラブ支援員の資質向上のため研修を実施しています。さらに、地域資源の状況や卒業後のサービス利用見込を学校と就労支援事業所が情報共有を図りながら、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成及び活用を行っています。

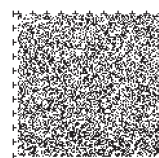
【施策の方向】

- ・できる限り早期に必要な療育・教育及び支援を開始し、一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性などを考慮した保育・教育を行います。
- ・身近な地域の障がい児支援の拠点として、障がいのある児童や家族への支援などを実施する児童発達支援センターの設置を検討します。
- ・医療的ケアが必要な障がい児に対して、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育など関係機関と連携を図りながら体制整備を進めます。

【施策内容】

①療育体制の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
54	早期療育事業の推進	発達に不安のある乳幼児及びその保護者が元気館で実施する療育教室を利用することにより、子どもの成長・促進を図るとともに、保護者が安心して子育てできるよう努めます。	子どもの発達支援課
55	療育専門機関などとの連携強化	就学相談への協力や医療（リハビリテーション担当者や該当医師）との情報交換などにより、医療、教育などとの連携強化を図ります。	子どもの発達支援課
56	発達障がい児者への支援体制の充実	乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで一貫した相談及び支援を行う体制に関係機関や相談支援事業所などと連携して行います。	福祉課 子どもの発達支援課



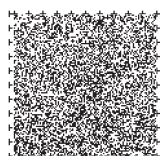
NO	具体的な施策	概要	担当所管
57	特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児の支援においては、その人数やニーズの現状、支援体制について、柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、把握と支援に努めます。	福祉課 保育課 子どもの発達支援課 学校教育課

②保育・教育の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
58	園児・児童支援の充実	障がいのある乳幼児とその保護者支援の充実を図るため、園職員などへの研修を実施し、障がいの理解と支援体制の向上を図ります。また、障がいのある園児・児童に対し、職員が必要な支援を提供し、保護者が安心して預けられるよう努めます。	子育て支援課 子どもの発達支援課 保育課
59	教育関係機関と連携した支援体制の充実	専門家チームによる幼稚園、保育園などへの訪問を充実させ、相談支援体制が効率よく機能できるよう、関係機関との更なる連携に努めます。	保育課 子どもの発達支援課

③特別支援教育の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
60	教育体制の整備・充実	特別支援教育部会における適正な就学判断や支援を要する児童生徒の個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成とその活用を行います。また、各校の実践内容について情報交換し、適切な指導・支援につなげていきます。	学校教育課
61	教育関係機関と連携した教育相談の充実	相談員や臨床心理士による学校訪問や支援会議への出席などを通し、関係機関との連携を図りながら、義務教育終了後も継続した支援が行えるよう努めます。	子どもの発達支援課
62	卒業予定者の進路相談・支援の充実	地域資源の状況や卒業後のサービス利用見込を学校と就労支援事業所とで情報共有を図りながら、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成及び活用を行います。	学校教育課



4 本人の意思を尊重した社会参加の促進

(1) 雇用の促進・就労支援

【現状と課題】

障がいのある人の自己決定を尊重するため、どんなに重い障がいがあっても全ての人の意思決定を支援していく必要があります。本市では、就労支援事業所や相談支援事業所、「ハローワーク」や「障がい者就業・生活支援センター」などと情報共有や連携を図りながら、就労を希望する人に対して、本人の意向に沿った就労ができるよう一人ひとりの適性に応じた支援を行っています。

今後は、作業体験や能力向上のため、職場体験を受け入れてくれる事業所などの充実を図ることが必要です。また、障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金などの周知に努めるとともに、事業主や同じ職場で働く人に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、障がいのある人の職場定着の向上に努める必要があります。

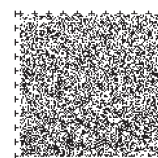
【施策の方向】

- ・障がい者雇用や雇用に関する助成制度について、ハローワークなどと連携し周知を行い、制度の利用促進を図り、障がい者雇用を推進します。
- ・作業体験や能力向上、一般就労への意欲を高めるため、職場体験を受け入れてくれる事業所などを充実します。
- ・障がいのある人の適性・能力に応じた就労支援ができるよう、本人・関係機関で情報共有や連携に努めます。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成という観点からも、障がい者の就労に向けた希望や特性に応じた職業紹介や定着支援に努めます。

【施策内容】

①障がい者雇用の促進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
63	障がい者雇用の理解促進	ハローワークなど関係機関との連携を図り、障がい者を雇用している企業への見学会の実施や事業所の取組を促進する情報発信を行います。	福祉課 商業観光課 契約検査課
64	助成制度の周知と利用促進	障害者トライアル雇用助成金などの制度について、利用の促進及び周知を図ります。	商業観光課
65	障がい者の職員採用	障がい者が活躍できる場を確保し、引き続き、障がい者雇用枠を設けた採用試験を行います。	人事課
66	職場体験などの機会の拡充	市役所や関係機関などにおける職場体験の実習の場を拡充し、社会参加、自立と就労に向けての必要な力を身に着ける機会を支援していきます。	福祉課 商業観光課



②就労に対する支援体制の充実

NO	具体的な施策	概要	担当所管
67	就労移行支援・就労継続支援事業の充実	就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練や一般就労への意欲の高揚を図りながら、一人ひとりの特性に応じた必要な支援を行います。	福祉課
68	職業訓練などの充実	ハローワークやテクノスクールと協力した職業訓練の推進を行うとともに、企業に対して障がい者活躍推進アドバイザーの利用を促します。	商業観光課
69	障害者優先調達推進法の積極的な取組	「柏崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設などからの物品や役務の調達を推進します。	福祉課 契約検査課
70	就労後の定着支援	就労定着支援事業所による相談、指導、助言及び支援のほか、障がい者就業・生活支援センターと連携し、当事者同士の情報共有や交流の場の確保に努めます。	福祉課

③就労に関する相談支援体制の充実

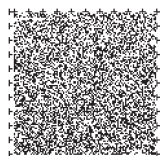
NO	具体的な施策	概要	担当所管
71	関係機関と連携した相談支援の充実	障がいのある人の適性及び能力に応じた就労支援ができるよう、本人・関係機関でのケア会議の実施や情報共有、連携に努めます。	福祉課
72	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による相談支援の充実	障がいのある人とその保護者及び支援者を対象としたジョブガイダンスの開催などにより、一般就労への意識の向上に努めます。	福祉課

(2) 社会参加の促進

【現状と課題】

本市では、スポーツ体験やイベントなどを通じて、障がいのある人がスポーツに積極的に参加しやすい環境を整えているほか、文化芸術イベントなどの開催において、障がいのある人などにも配慮した会場整備や運営を行っています。

今後も、聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、アクセシビリティやユニバーサルデザインの重要性や必要性に対して、理解を一層促進していく必要があります。



【施策の方向】

- ・スポーツ・文化芸術活動へ参加することにより、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、障がいのある人が生きがいのある豊かな生活が送れるよう推進します。
- ・誰もが安定的に情報を入手でき、幅広い人たちとの多様なコミュニケーションを行うことができるよう、ウェブアクセシビリティを推進します。
- ・障がいのある人の意思決定を支援するため、コミュニケーション手段の確保、手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行います。

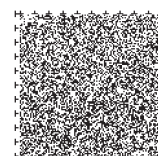
【施策内容】

①スポーツ・文化芸術活動などの振興

NO	具体的な施策	概要	担当所管
73	障がい者スポーツなどの振興	障がい者スポーツ教室の開催や福祉団体が実施する各種スポーツ行事の支援、パラスポーツ観戦・体験・講習イベントなどを通じて、障がい者が積極的に参加しやすい共生社会の実現を目指します。	スポーツ振興課 福祉課
74	文化芸術活動などの開催及び参加促進	障がいのある人にも配慮した会場整備や運営を行うとともに、障がい者が生涯にわたり、さまざまな機会を楽しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努めます。	文化・生涯学習課 博物館

②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

NO	具体的な施策	概要	担当所管
75	市ホームページのアクセシビリティの推進	誰もが安定的に情報を入手でき、わかりやすく、利用しやすいホームページとするため、JIS規格に対応することを目標とし、アクセシビリティやユニバーサルデザインの確保と向上に努めます。また、それらに対する理解促進に取り組むため、定期的に職員研修を行います。	元気発信課
76	日常生活用具における情報・通信支援用具などの充実	聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーション手段が確保されるよう情報・通信支援などの用具を充実させ、助成を行います。	福祉課



(3) 障害者差別解消法及び権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、一人の市民として、地域におけるさまざまな意思決定に参画することができるよう、必要かつ合理的な配慮が行われる必要があります。市の窓口などにおいて、障がいのある人に対する適切な配慮を行うため、「職員対応要領」を策定し、対応するとともに、障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速な初期対応や継続的な支援を行っています。

今後は、障がいのある人が「親亡き後」でも安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の更なる普及を図るとともに、長期間にわたり安定的に法人後見を担うことができる法人を確保する必要があります。

【施策の方向】

- ・障がいのある人が地域生活を送る上で、判断やコミュニケーションが難しいことにより、財産管理や制度、サービスの利用などで生活上さまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、障がいのある人の権利や財産などを守るための権利擁護を推進します。
- ・虐待事案に対する通報や相談に応じ、迅速かつ適切に対応します。

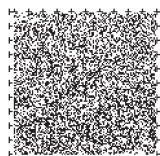
【施策内容】

①成年後見制度の利用促進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
77	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用手続に係る相談や支援、研修会及び相談会の開催により制度の啓発、広報を行うとともに、利用の促進を図ります。	福祉課
78	成年後見制度法人後見支援事業の推進	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、業務を適正に行うことができる法人を確保します。	福祉課
79	日常生活自立支援事業の利用促進	柏崎市社会福祉協議会へ委託している日常生活自立支援事業により、自立した生活を送ることができるよう努めます。	福祉課

②障がい者虐待防止の取組の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
80	障がい福祉サービス事業所と連携した虐待防止の取組	障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所などの関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止に取り組めます。	福祉課



NO	具体的な施策	概要	担当所管
81	障がい者虐待に対する相談、支援の実施	障がい者虐待防止相談窓口において、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連携を図りながら迅速な対応と適切な支援を行います。	福祉課

③障がいを理由とする差別解消の推進

NO	具体的な施策	概要	担当所管
82	障がい者差別に関する相談体制の整備	障がいを理由とする差別に対する相談窓口を周知し、障がい者差別に関する相談や紛争解決などに対応します。	福祉課
83	障がい者差別解消に向けた取組	あらゆる年齢層に対して、心のバリアフリーの実現に向けた取組を行うとともに、全ての小中学校で人権教育などを通じて理解促進を図り、障がいのある人の人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる地域社会づくりに努めます。	福祉課 学校教育課

